

医政支発 0519 第 3 号
令和 5 年 5 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定制度について、本日、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）が公布されたことに伴い、下記の通知の一部を別添 1 のとおり改正し、本日から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第 1 改正通知

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号) 別添 1 及び別添 2

第 2 適用期日

上記の改正通知は本日より適用する。